

さ情審査答申第231号  
令和5年2月24日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成28年8月25日付けで貴委員会から受けた、「与野町が埼玉県と約束した県立与野高校敷地寄付に関して、土地所有者と交渉したことが分かる行政情報（平成23年度から直近まで）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年4月18日付け教管学施第193号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し交渉日時の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第5号に該当しない。不開示理由の不立証。開示の公益性が高い。

何時交渉したかわからない。これらは条例第7条第5号に該当しない。

行政情報一部開示決定通知書において、条例第7条第5号に該当し、相手方との協議に支障を及ぼすおそれがあるとして交渉日時を不開示としたが、

何時交渉したかがわかったからと言って、なぜ相手との交渉に差支えがあるのか、全く理解できない。

この敷地の案件については、戦後すぐの頃からあった話で、私としては交渉をどんどん進め埼玉県に対してやっと終わりましたと報告していただきたいという思いもあり、こういう開示請求をしている。

請求内容も平成23年度から直近までとある程度幅を示しており、交渉日時を特定したからといって、相手との協議に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

年度ごとに開示請求を行った場合、文書がどの年度にあるのかは、わかってしまうが同様の一部開示を行うのか。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成28年4月4日付けの行政情報開示請求に対して「県立与野高等学校の用地買収交渉記録」を行政情報として特定し、交渉日時、交渉場所、交渉相手及び交渉内容を不開示とした。
- 2 県立与野高等学校の用地については、昭和31年3月13日付け埼玉県教育委員会あての請書で、当時の町所有以外の土地については、1年以内を買収のうえ寄附することとし、寄附するまでの間の賃借料については町の負担とすることとなっている。
- 3 本件については、この請書により県立与野高等学校の用地取得に関する所有者との交渉記録である。事業の性質上、今後の用地交渉を円滑に進める上では、相手との信頼関係は大前提であり、交渉日時を含め交渉の内容の取り扱いは十分留意すべきである。したがって、公にすると事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月4日に開示請求を行った「与野町が埼玉県と約束した県立与野高校敷地寄付に関して、土地所有者と交渉したことが分かる行政情報(平成23年度から直近まで)」である。

これに対して実施機関は、2件の用地買収交渉記録を特定し、交渉日時、交渉場所、交渉相手、交渉内容を不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、不開示とした部分のうち交渉日時は条例第7条第5号に該

当しないと主張し、本件審査請求を行ったものである。

## 2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、交渉日時を開示しても、相手との交渉に支障はないと主張している。一方、実施機関は、交渉相手との信頼関係を確保するため、交渉日時を含めた交渉内容の取り扱いに留意したと主張している。
  - (2) そこで、本件に係る交渉記録の性質について考察すると、本件に係る交渉記録とは土地の買収に係るものであって、当該土地の所有者とのやり取りの記録である。通常土地の買収に係る交渉は、個別具体的な資産の譲渡に係る内容が話し合われるものであり、公表しないことを前提としているものである。そうすると、仮に一部であっても公表することとした場合には、交渉相手が自己の財産またはそれに密接にかかわる情報を開示されることをおそれて、実施機関との交渉に応じないなどの事態が生ずることは十分に予想され、交渉相手との信頼関係、協力関係を損ない、今後実施する用地買収交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。そうすると、交渉日時を含めた交渉の内容について、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- 3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 8月25日	諮問の受理（諮問第428号）
②	令和 4年11月15日	審議
③	令和 4年12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 2月16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)